

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成29年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成30年1月25日（木） 午後7時30分から午後8時50分まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、宮崎 正巳、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 齊藤 直人、三條 治、山内 立行、指田 登生 公益代表 沖野 清子、宮崎 文永、田代 芳久、靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：なし 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国民健康保険グループ）、保険年金課主任（同グループ）
報 告 事 項	第3回会議録について
議 題	(1) 諮問事項に対する答申について 「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について（答申）」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第3回会議録 ・ 資料2 国保税率改定試算表（パターン2-2） ・ 資料3 モデルケース別影響額 ・ 資料4 国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について（答申）（案）
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1) 答申案を、本協議会としての答申と決定とする。なお、字句、数字その他の修正については会長に委任する。 議題(2) 財政健全化計画に関する会議の日程等については、国からの関連通知到着後、市長からの諮問に合わせて事務局が日程調整を行う。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	報告事項 第3回会議録について 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、第3回運営協議会会議録における修正等がなかったため、会議録署名委員に署名をしていただいた。 （会長） 説明について質疑等はあるか。 【質疑・意見等】 （委員） 質疑等なし。 （会長） 質疑なしと認める。 議題（1）諮問事項に対する答申について 「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について（答申）」 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 当日配布資料に基づき、平成30年度の確定係数に基づく納付金額を、東京都内の区市町村と比較して説明した。

続いて、資料2に基づき、国保税率改定試算のパターン2-2について、数値の算出方法に言及の上、均等割改定率の引下げ等、前回の試算と比較しつつ説明した。

続いて、資料3に基づき、モデルケースにおける改定率等について、前回の試算に基づくモデルケースと、今回の試算に基づくモデルケースとを比較しつつ説明した。

(会長)

事務局からの説明は以上である。説明について質疑等はあるか。

【質疑等】

(委員)

資料2の注意書に被保険者数の減少の推計を行っているとの記載があるが、被保険者数の減少の見込を教えてください。

(保険年金課主査)

被保険者数の減少については、平成29年度の各月の被保険者数の状況と、過去5年間の平均被保険者数の減少率等から推計している。平成29年度の平均被保険者数を推計し、当該数値と減少率を勘案し平成30年度の被保険者数の推計を行っている。手元に資料がないため正確な数値ではないが、平均被保険者数は約1,300人減少する見込みだと記憶している。

(会長)

他に質疑等がないため、質疑なしと認め、引続き事務局に説明をお願いします。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

資料4に基づき、国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等に係る答申案について、確定納付金等の算定結果の分析、平成30年度国民健康保険税率等を説明した。

(会長)

事務局からの説明は以上である。説明について質疑等はあるか。

【質疑等】

(委員)

資料4で財政健全化計画の策定について触れているが、計画の内容については、既に示されているのか、又は今後示される予定であるのか。

(保険年金課長)

先日行われた国民健康保険の課長会における東京都の説明では、東京都においても正式な案ができていないとのことであった。現段階で計画の実施内容として示されていることは、赤字解消・削減計画書及び赤字解消・削減実施状況報告書等の提出を毎年度3月末までに、区市町村から都道府県に提出することとなり、また、都道府県は、当該提出書類を基に赤字解消・削減計画書を作成し、翌年度4月末までに厚生労働省に報告することとなっている。現在の国からの通知案においては、計画に定める赤字解消までの期間を6年間としており、6年間で赤字解消が実現不可能な場合には、6年経過後の削減目標を達成するための計画とすることが示されている。

また、計画等の提出方法、開始時期等については、国と都道府県とで調整中であるため、未決定である。

(委員)

資料4における試算表の賦課限度額と、資料2における試算表の賦課限度額に差異があるが、改定率が同様の数値となっている理由を教えてください。

(保険年金課主査)

賦課限度額の引上げがあった場合には、所得割率の引下げによって調定総額を一致させるため、改定率に影響がでないようになっている。

(会長)

賦課限度額の引上げには議決が必要であるのか。

(保険年金課長)

必要である。

(会長)

今回示されている答申案については、賦課限度額の引上げについての議決前であるため、賦課限度額引上げ前の数値となっているという解釈で良いか。

(保険年金課長)

良い。また、3月の議会の開催より法令の改正が後になるため、専決処分として条例改正を行い、6月に議会に報告する予定となっている。

(委員)

全体を通して法定外繰入が悪いもののように扱われているが、法定外繰入は国民健康保険の構造的欠陥の結果として止む無く行うものであると考えるため、法定外繰入を行うに至る経緯を答申に記載していただきたい。

また、国民健康保険制度のセーフティーネットとしての役割を認識し、国民皆保険制度の土台となっている旨についても記載をしていただきたい。

(会長)

この件について、委員の意見を問う。

(委員)

答申案に記載のある、本市の被保険者の所得・医療費等の状況を鑑みると、本答申案は低所得者に配慮したものとなっていると考える。また、財政健全化計画で法定外繰入金について言及すると考えるため、本答申案に変更は不要であると考え。

(委員)

本答申案の作成に至るまでに幾重にも資料を提示いただき、その上で審議を行った結果に基づいた内容となっているため、本答申案に変更は不要と考える。

(会長)

本答申案については変更しないものとし、委員からの意見である法定外繰入の経緯及び国民健康保険制度の役割については、今後検討することで良いか。

(委員)

答申案の3ページの表の一部に円単位ではなく千円単位での記載となっている部分があるため、表現を統一していただきたい。

(保険年金課長)

円単位で統一することとする。

(会長)

他に質疑等がないため、調定額の2.71パーセント程度の増改定を本協議会における答申とする。また、字句、その他数値等の修正については会長に一任していただきたい。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。なお、後日答申を作成し、市長に提出することとする。次に、議題「2 その他」について、事務局から説明をお願いする。

議題(2) その他

(保険年金課長)

特になし。

(会長)

他に意見等あるか。

【質疑等】

(委員)

答申案において、データヘルス計画について言及しているが、現場の意見としては、特定健康診査の受診率は低いと感じる。過去の運営協議会において特定健康診査から人間ドック費用の助成への移行の経緯があり、昨年度から当該助成制度が開始されているが、今年度に助成内容の一部に変更があり、眼科等がある病院でなければ最大助成額にならず、クリニック等においては人間ドックを受診しにくい状況であると考え。人間ドック費用の助成額は、来年度引下げ予定であるのか。

(保険年金課長)

初年度は特定健康診査の基準で助成を行っていたが、今年度はより被保険者の健康増進を図る目的で、人間ドック学会の基準で助成を行うこととした。人間ドック学会の基準を満たす場合には、最大2万円の助成を行い、特定健康診査の基準を満たす場合には、最大1万円の助成を行うこととなっている。市民からの問い合わせ内容等を勘案し、より良い制度としていきたいと考えているが、現在においては助成内容の変更予定はない。なお、助成金額については、市の実施計画において定めているものである。

(委員)

国民健康保険の特定健康診査は、生活習慣病の予防には効果がないと考えるため、答申の内容と現状の制度とに乖離が生じていると考える。

(保険年金課長)

特定健診の内容やデータヘルス計画等については、医師会との協議及びパブリックコメントを勘案して作成しているため、内容については御理解いただきたいところである。

(市民部長)

市の限られた予算の中で計画等の策定・実施を行うため、医師会と相談しつつ可能な範囲で最も効果的な内容と思われる計画等の策定を行っている。人間ドックについても、初年度の受診者は多かったが、生活習慣病の予防に関する効果が薄いと考え、今年度には金額は変更せずより効果的な人間ドックを受診した場合とそうでない場合とで助成金額に差をつけたところ、制度の内容について理解しにくいという意見も市民からいただいているところである。こうした意見等を踏まえ、現行の制度よりわかりやすいものとなるよう見直しをしていく予定ではあるが、来年度には間に合わないため、現行の制度については御理解いただきたい。

(委員)

人間ドックについては過去の運営協議会の答申を受けて行っているものである。1回目の審議においては反対意見も多かったが、2回目の審議において人間ドックの受診によるメリット等を勘案した結果、委員からの賛成を経て人間ドック費用の助成について答申したという経緯がある。

(委員)

被保険者の所得が低く、かつ、医療費が高いという現状において、医療費の分析を細かく行うべきであると考え。検査又は治療のいずれに費用が掛かっているのかなど、レセプトを基にした綿密な分析を行うことが良いと考える。ジェネリックの通知などについても、綿密な分析の上で行う方が効果的であり、医療費の抑制に繋がると考える。

(会長)

他に質疑等がないため、質疑なしと認める。今後の予定について、事務局から説明をお願いする。

(保険年金課長)

今後の運営協議会は、現在策定中の「武蔵村山市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画」について、当該計画を策定次第本協議会に報告する予定であり、また、東京都国民健康保険運営方針に

	<p>基づく「武蔵村山市国保財政健全化計画（仮称）」の策定について本協議会に諮問し、答申を受け、当該計画を策定する予定である。平成30年1月中に国から提示される予定であった計画の詳細の通知が未提示であるため、開催日時については、未定である。当該通知があり次第、開催の日程について調整させていただく予定であるため、御協力をお願いしたい。</p> <p>(会長)</p> <p>これにて、平成29年度第4回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由（ ）	傍聴者： 1 人
-------------	--	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
--------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：132）
-------	-------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 印

被保険者代表委員 印

保険医等代表委員 印

公益代表委員 印